

清須市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、市民サービスの向上及び職員への不正な圧力の排除を目的とする通話録音装置の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話の通話内容を自動又は手動で録音することができる装置をいう。
- (2) 録音データ 通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録される媒体をいう。以下同じ。）に記録された音声のデータをいう。

(通話録音装置の設置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、庁舎内の電話機に通話録音装置を設置することができる。

(管理責任者等の設置)

第4条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、当該通話録音装置を管理する者として通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、人事秘書課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音装置の適正な運用を図るため、必要があると認めるときは、通話録音装置取扱者を置くことができる。

(通話録音装置の設置等の公表)

第5条 管理責任者は、市のホームページ等において通話録音装置の設置及びその利用目的について公表しなければならない。

(通話録音装置の使用)

第6条 職員は、通話録音装置を使用するときは、通話の相手方に当該通話の内容を録音することを告知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 通話の相手方から市民又は職員の生命、身体又は財産を害する旨の発言が現に行われているとき。

(2) その他告知しないことがやむを得ないと認められるとき。

(録音データの保存及び廃棄)

第7条 録音データの保存期間は、録音された日から3月間とする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 録音データは、編集し、加工し、及び複製してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、管理責任者は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合にあっては、録音データを複製することができる。

4 録音データを記録した電磁的記録媒体は、施錠することのできる収納庫への保管等の方法により適切に管理しなければならない。

5 管理責任者は、録音データを記録した電磁的記録媒体を破棄する場合には、破砕その他録音データを復元することができない方法により破棄しなければならない。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。